（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二　法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一　動物園その他これに類する施設における展示

二　試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用

三　生業の維持

四　次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的

イ　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物

ロ　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五　法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六　前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三～五　（略）

3～9　（略）

（許可の基準）

第十七条　法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（飼養又は保管の方法）

第二十条　（略）

一・二　（略）

三　特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。

四　（略）

（新規）

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三～五　（略）

3～9　（略）

（許可の基準）

第十七条　法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（飼養又は保管の方法）

第二十条　（略）

一・二　（略）

三　特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。

四　（略）